

仕 様 書 ① (1/2)

件 名	相馬原駐屯地（赤城通信局舎）電力需給契約	仕様書番号	第 3 号
担 当	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科	作成年月日	令和4年12月 1日

1 概要等

- (1) 需 要 場 所：陸上自衛隊相馬原駐屯地 赤城通信局舎
（群馬県前橋市柏倉町4114）
- (2) 業種及び用途：官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 電気公式、標準電圧、周波数等

- ア 供給電気公式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 周波数 : 50Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約種別、予定電力使用量

- ア 契約種別 : 従量電灯C 43KVA
- イ 予定電力使用量 : 40,960Kwh
- ※ 詳細（令和5年度予想電気使用量）は別紙による。

(3) 使用期間

自 令和5年 4月 1日 午前 0時
至 令和6年 3月31日 午後12時

(4) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力会社の検針方法 : 検針員による検針
- ウ 計量器 : 製造所～大崎
型式～A36A

(5) 需給地点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給場所における自衛隊が施設した第1号柱の自衛隊メーターボックス内の東京電力株式会社の施設したメーター一次側

仕 様 書 ② (2/2)

(7) 保安上の責任分界点：1号柱メーターボックス内の東京電力（株）保有の計量器

(8) 供給電機の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

URL <http://there100.org/going-100>

3 その他

(1) 力率は、適正の力率を保持いたします。

(2) フリッカ発生器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 非常用自家発電設備1台（50KVA×1台）を有している。

(4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額は、電気需給契約書に基づき算出する。

(5) 契約事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、官側へ書面で提出することとする。

(6) 年度途中の契約業者の倒産等、やむを得ない理由により、速やかに再契約を行う必要があるものについては、再エネ電力調達の省略をできることとする。

(7) 使用電力量が契約電力量を超過する恐れが生じた際は官側の責任においてデマンドコントローラーを使用して契約電力量内に収めることとする。

令和5年度予想電気使用量 (赤城)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	3,050	3,340	2,918	3,084	4,139	3,271	2,996	3,175	3,126	3,554	3,271	2,855	38,779
令和元年度	3,148	3,283	2,974	3,080	3,973	3,303	3,757	3,227	3,505	4,058	3,454	3,130	40,892
令和2年度	3,710	3,269	3,077	3,530	3,544	3,861	3,850	3,319	3,252	3,821	3,463	3,530	42,226
令和3年度	3,335	3,281	3,397	3,371	3,795	3,850	3,621	3,315	3,475	3,596	3,694	3,209	41,939
令和5年度 (予想)	3,311	3,293	3,092	3,266	3,863	3,571	3,556	3,259	3,340	3,757	3,471	3,181	40,960

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス (バイオガスを含む)
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）で使用する電気（再生可能エネルギー比率100%）	仕様書のとおり	陸上自衛隊 相馬原 駐屯地 （赤城山通 信局舎）	令和5年4月 1日（土） 0000 ～ 令和6年3月 31日（日） 2400	令和5年2月 13日（月） 1100	陸上自衛隊 相馬原駐屯地 第406会計隊 入札室
(2) 相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）で使用する電気（再生可能エネルギー比率60%以上）				令和5年2月 13日（月） 1115	
(3) 相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）で使用する電気（再生可能エネルギー比率30%以上）				令和5年2月 13日（月） 1130	
(4) 相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）で使用する電気（再生可能エネルギー比率0%）（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）				令和5年2月 13日（月） 1145	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。（適合証明書を提出すること。）
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、1（1）～1（4）のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。

この際、1（4）の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率（%）を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2（5）及び2（12）に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書（様式別途配布）を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（FAX不可）

(3) 提出期限

令和5年2月8日（水）17時00分

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、2月9日までに書面（FAX含む）により入札参加希望者に回答する。

- (1) 2 (1) から 2 (2) までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札のできる者がいる場合は「仕様書（再生可能エネルギー比率100%）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2 (1) から 2 (2) までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札のできる者がいる場合は「仕様書（再生可能エネルギー比率60%以上）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、2 (1) から 2 (2) までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札のできる者がいる場合は「仕様書（再生可能エネルギー比率30%以上）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (4) 第3号の要件を満たせない場合において、2 (1) から 2 (2) までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、第406会計隊において公告開示日から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。（土曜・日曜・祝日を除く08:15～17:00）
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

6 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。
- (2) 入札実施要領
 - ア 1 (1) の入札で応札のできる者がいる場合
1 (1) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
 - イ 1 (1) の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは1 (1) の入札で応札のできる者がなかった場合
1 (2) の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
 - ウ 1 (2) の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは1 (2) の入札で応札のできる者がなかった場合
1 (3) の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
 - エ 1 (3) の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは1 (3) の入札で応札のできる者がなかった場合
1 (4) の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
 - オ 入札において、1 (1) の入札案件が落札に至った場合、1 (2) ～1 (4) の入札は全て実施しない。
 - カ 入札において、1 (2) の入札案件が落札に至った場合、1 (3) ～1 (4) の入札は全て実施しない。
 - キ 入札において、1 (3) の入札案件が落札に至った場合、1 (4) の入札は実施しない。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式 : 予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

11 その他

- (1) 郵便入札は、令和5年2月10日（金）17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（FAX不可）
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第406会計隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊東部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 入札参加希望者は令和5年2月9日17時00分までに市価調査票を提出（FAX可）すること。ただし、市価調査票をFAXにて送付した場合については入札時までに原本を提出すること。
- (6) 6（2）入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはオ～キ項に該当した入札書に関しては、開封することなく配達証明書付で返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。
- (7) 入札書に関しては、1（1）～1（4）までの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1（1）～1（4）までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。
- (8) 問い合わせ先
陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊 契約班 担当：木下
TEL：0279-54-2011（内線2369）
FAX：0279-54-6960
仕様書関係：相馬原駐屯地業務隊 管理科営繕班 担当：会沢
TEL：0279-54-2011（内線2317）

入 札 説 明 書

件名「相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給」

令和5年1月30日

防衛省陸上自衛隊相馬原駐屯地

第406会計隊

ま え が き

入札に参加される方は、国の契約事務処理に関して法令等によって細部が定められていますので、法令等についてある程度のご理解をもっていたいただかないと手続きに手違いを生じる又は不測の損害を受けることにもなりかねません。このようなことがないよう基本的事項を記述したのがこの説明書です。

従って、入札に参加される方は、ここに記述されている事項はすべて承知のうえ、参加されるものとして取り扱いますので誤りのないように注意して下さい。

1 入札に付する事項

(1) 件 名

相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給ほか3件（グループ別入札）

ア 1グループ：相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給再生可能エネルギー比率100%

イ 2グループ：相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給再生可能エネルギー比率60%

ウ 3グループ：相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給再生可能エネルギー比率30%

エ 4グループ：相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給再生可能エネルギー比率0%

(2) 契約期間：令和5年4月1日0時00分から令和6年3月31日24時00分

(3) 履行場所

陸上自衛隊相馬原駐屯地（赤城通信局舎）（群馬県前橋市柏倉町4114）

(4) 特 質 等：別添仕様書による。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。但し、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(6) 令和04・05・06年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち「物品の販売」において、D等級以上、に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けた者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し入札適合条件を満たすこと。
- (9) 入札に参加する者はそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。この際、4グループの入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 入札条項等を示す場所

- (1) 陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊
- (2) 東部方面会計隊HP
(URL : <https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/aikai/eafin/index.html>)
- (3) 入札参加希望者は令和5年2月7日(火)17時00分までに参加申し込みを行ってください。(電話等可)

4 事前審査

(1) 提出資料

入札参加に当たり、下記に示す資料について事前に提出をいただき審査に合格した者のみ入札参加となりますのでご注意ください。

ア 資格決定通知書

全省庁統一資格審査結果通知「物品の販売」において、D等級以上、関東・甲信越地域での競争参加資格決定通知の写し

イ 業務許可証

一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを証明するものの写し

ウ 資格審査資料

(7) 「環境配慮契約法基本方針」に基づく適合証明書(その事実を証明する書類を含む。)

(4) 「特定電源割当計画書の提出」

- (2) 提出期限：令和5年2月8日(水)1700迄
- (3) 提出場所：陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊
- (4) 審査結果については、令和5年2月9日(木)までに連絡します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しませんが、現場確認等必要な場合はその都度対応いたしますので事前にご連絡願います。

6 入札に関する事項

(1) 開札日時

- ア 1グループ 令和5年2月13日(月) 1100
- イ 2グループ 令和5年2月13日(月) 1115
- ウ 3グループ 令和5年2月13日(月) 1130
- エ 4グループ 令和5年2月13日(月) 1145

(2) 場 所

陸上自衛隊相馬原駐屯地1号隊舎3階 会計隊入札室

(3) 提出書類

入札開始前迄に代表者以外の方が応札する場合は委任状を提出してください。

(4) 入札書

ア 当方所定の入札書を使用してください。(様式は上記ホームページに掲載)

イ 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価「季節、時間帯等区分による複数単価可能」)を記載(少数第2位まで)し、仕様書に提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した各月の対価(1円未満切捨て)の年間総価を記載してください。

ウ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととします。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された税抜きの金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額(税抜きの金額)を入札書に記載してください。

オ 本件入札においては郵便入札による参加を可としますが、事前に官側に申し出を行い令和5年2月10日(金)17時00分までに到着したものとします。

また、入札書が官側に届いた事を必ず確認してください。

(5) 落札決定方法

ア グループ別で、当隊所定の予定価格の範囲内かつ最低の金額をもって入札をした者を落札者とします。

イ 落札者となるべき最低価格入札者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(6) 再度入札

初度入札で最低入札価格が予定価格を下回らなかった場合、再度入札は原則1回実施します。但し、契約担当官等の判断により再々度入札を行う場合があります。

また、郵便による入札参加があった場合は一時保留とし、入札公告に示す日時に再度入札を実施します。

(7) 入札者等は、入札書等を提出するにあたっては、陸上自衛隊が定める「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾していることを入札書に記載してください。

(8) 一旦提出された入札書の引換え、変更又は取消しはできません

(9) 入札日時に遅れたときは、原則として入札に参加することはできません。

7 保証金

- (1) 入札保証金：免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- (2) 契約保証金：免除。但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び印影が識別し難い札
- (3) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書を無効とします。
- (4) 電信電話及びFAXによる入札は認めません。
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書の作成

作成する。但し、本契約は落札者決定後一時保留とし、契約締結は令和5年4月1日をもって行います。

10 仕様書等の疑義

仕様書等について疑義が生じた場合には、説明を求めて下さい。この場合、当該説明が文書においてなされるよう要求するときは、速やかに、当該事項を明らかにした書類を会計隊に提出し、疑義の申し出を行って下さい。この場合において当該疑義が重大な影響を及ぼすと認められるときは協議の上、契約等を中止する場合があります。

11 その他

入札及び契約事項に関する連絡先

〒370-3503 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2

陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班 担当：木下

電話：(代) 0279-54-2011 (内線2369)

FAX：0279-54-6960

○添付資料

- 別添1 仕様書番号第3号「相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給」
- 別添2 仕様書番号第6号「相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給」
- 別添3 仕様書番号第9号「相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給」
- 別添4 仕様書番号第12号「相馬原駐屯地（赤城山通信局舎）電力需給」
- 別添5 RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要
- 別添6 特定電源割当計画書様式例
- 別添7 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件
- 別添8 適合証明書

仕 様 書 ① (1 / 2)			
件 名	相馬原駐屯地 (赤城通信局舎) 電力需給契約	仕様書番号	第 6 号
担 当	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科	作成年月日	令和5年1月25日
1 概要等 (1) 需 要 場 所 : 陸上自衛隊相馬原駐屯地 赤城通信局舎 (群馬県前橋市柏倉町4114) (2) 業種及び用途 : 官公署 (国家事務) 2 仕 様 (1) 電気公式、標準電圧、周波数等 ア 供給電気公式 : 交流3相3線式 イ 供給電圧 (標準電圧) : 200V ウ 計量電圧 (標準電圧) : 200V エ 周波数 : 50Hz オ 受電方式 : 1回線受電 カ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無 (2) 契約種別、予定電力使用量 ア 契約種別 : 従量電灯C 43KVA イ 予定電力使用量 : 40,960Kwh ※ 詳細 (令和5年度予想電気使用量) は別紙による。 (3) 使用期間 自 令和5年 4月 1日 午前 0時 至 令和6年 3月31日 午後12時 (4) 電力量の検針 ア 自動検針装置 : 無 イ 電力会社の検針方法 : 検針員による検針 ウ 計量器 : 製造所〜大崎 型式〜A36A (5) 需給地点 (6) 電気工作物の財産分界点 } 需給場所における自衛隊が施設した第1号柱の自衛隊メーターボックス内の東京電力株式会社の施設したメーター一次側			

仕 様 書 ② (2/2)

(7) 保安上の責任分界点：1号柱メーターボックス内の東京電力（株）保有の計量器

(8) 供給電機の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率60%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

URL <http://there100.org/going-100>

3 その他

(1) 力率は、適正の力率を保持いたします。

(2) フリッカ発生器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 非常用自家発電設備1台（50KVA×1台）を有している。

(4) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額は、電気需給契約書に基づき算出する。

(5) 契約事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、官側へ書面で提出することとする。

(6) 年度途中の契約業者の倒産等、やむを得ない理由により、速やかに再契約を行う必要があるものについては、再エネ電力調達の省略をできることとする。

(7) 使用電力量が契約電力量を超過する恐れが生じた際は官側の責任においてデマンドコントローラーを使用して契約電力量内に収めることとする。

令和5年度予想電気使用量 (赤城)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	3,050	3,340	2,918	3,084	4,139	3,271	2,996	3,175	3,126	3,554	3,271	2,855	38,779
令和元年度	3,148	3,283	2,974	3,080	3,973	3,303	3,757	3,227	3,505	4,058	3,454	3,130	40,892
令和2年度	3,710	3,269	3,077	3,530	3,544	3,861	3,850	3,319	3,252	3,821	3,463	3,530	42,226
令和3年度	3,335	3,281	3,397	3,371	3,795	3,850	3,621	3,315	3,475	3,596	3,694	3,209	41,939
令和5年度 (予想)	3,311	3,293	3,092	3,266	3,863	3,571	3,556	3,259	3,340	3,757	3,471	3,181	40,960

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

作成年月日：令和5年 1月26日
仕様書番号：第 9 号

相馬原駐屯地(赤城通信局舎)電力需給

図面番号	図 面 名 称
1 / 2	仕様書 ①
2 / 2	仕様書 ②

管理科長	営繕班長	電気係長	基地対環保	管 財	企 画
					

仕 様 書 ① (1 / 2)

件 名	相馬原駐屯地（赤城通信局舎）電力需給契約	仕様書番号	第 9 号
担 当	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科	作成年月日	令和5年1月26日

1 概要等

- (1) 需 要 場 所：陸上自衛隊相馬原駐屯地 赤城通信局舎
（群馬県前橋市柏倉町4114）
- (2) 業種及び用途：官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 電気公式、標準電圧、周波数等

- ア 供給電気公式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 周波数 : 50Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約種別、予定電力使用量

- ア 契約種別 : 従量電灯C 43KVA
- イ 予定電力使用量 : 40,960Kwh
- ※ 詳細（令和5年度予想電気使用量）は別紙による。

(3) 使用期間

自 令和5年 4月 1日 午前 0時
至 令和6年 3月31日 午後12時

(4) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力会社の検針方法 : 検針員による検針
- ウ 計量器 : 製造所～大崎
型式～A36A

(5) 需給地点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給場所における自衛隊が施設した第1号柱の自衛隊メーターボックス内の東京電力株式会社の施設したメーター一次側

仕 様 書 ② (2/2)

(7) 保安上の責任分界点：1号柱メーターボックス内の東京電力（株）保有の計量器

(8) 供給電機の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

URL <http://there100.org/going-100>

3 その他

(1) 力率は、適正の力率を保持いたします。

(2) フリッカ発生器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 非常用自家発電設備1台（50KVA×1台）を有している。

(4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額は、電気需給契約書に基づき算出する。

(5) 契約事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、官側へ書面で提出することとする。

(6) 年度途中の契約業者の倒産等、やむを得ない理由により、速やかに再契約を行う必要があるものについては、再エネ電力調達の省略をできることとする。

(7) 使用電力量が契約電力量を超過する恐れが生じた際は官側の責任においてデマンドコントローラーを使用して契約電力量内に収めることとする。

作成年月日：令和5年 1月27日
仕様書番号：第 12 号

相馬原駐屯地(赤城通信局舎)電力需給

図面番号	図 面 名 称
1 / 2	仕様書 ①
2 / 2	仕様書 ②

管理科長	営繕班長	電気係長	基地対環保	管 財	企 画
					

仕 様 書 ① (1 / 2)

件 名	相馬原駐屯地（赤城通信局舎）電力需給契約	仕様書番号	第 1 2 号
担 当	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科	作成年月日	令和5年1月27日

1 概要等

- (1) 需 要 場 所：陸上自衛隊相馬原駐屯地 赤城通信局舎
 （群馬県前橋市柏倉町4 1 1 4）
- (2) 業種及び用途：官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 電気公式、標準電圧、周波数等

- ア 供給電気公式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 周波数 : 50Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約種別、予定電力使用量

- ア 契約種別 : 従量電灯C 43KVA
- イ 予定電力使用量 : 40,960Kwh
- ※ 詳細（令和5年度予想電気使用量）は別紙による。

(3) 使用期間

- 自 令和5年 4月 1日 午前 0時
- 至 令和6年 3月31日 午後12時

(4) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力会社の検針方法 : 検針員による検針
- ウ 計量器 : 製造所～大崎
型式～A36A

(5) 需給地点

需給場所における自衛隊が施設した第1号柱の自衛隊メーターボックス内の東京電力株式会社の施設したメーター一次側

(6) 電気工作物の財産分界点

仕 様 書 ② (2 / 2)

- (7) 保安上の責任分界点：1号柱メーターボックス内の東京電力（株）保有の計量器

3 その他

- (1) 力率は、適正の力率を保持いたします。
- (2) フリッカ発生器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備1台（50KVA×1台）を有している。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ 消費税額及び地方消費税額は、電気需給契約書に基づき算出する。
- (5) 契約事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、官側へ書面で提出することとする。
- (6) 年度途中の契約業者の倒産等、やむを得ない理由により、速やかに再契約を行う必要があるものについては、再エネ電力調達の省略をできることとする。
- (7) 使用電力量が契約電力量を超過する恐れが生じた際は官側の責任においてデマンドコントローラーを使用して契約電力量内に収めることとする。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当計画書様式例

令和〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年度に以下の通り陸上自衛隊相馬原駐屯地に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、陸上自衛隊相馬原駐屯地に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計（kWh）			

総計（kWh）
〇〇

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、次の配点表の①から④に示す配点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	配点
① 令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間満了後、可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和２年度 １ kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和２年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和２年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和２年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和２年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和２年度の供給電力量（需要端） (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和２年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和２年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 ２ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」 （以下「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和２年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和２年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和２年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ 令和２年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ ① 令和２年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和２年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh) (ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。) ⑦ 令和２年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和２年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

	3 令和2年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適 合 証 明 書

令和〇年〇月〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南 川 秀 春 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第3-1により算出した値を記載
注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。